

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月21日

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 修平

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【電話番号】 03 6711 9200

【届出の対象とした募集（売出）スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンド
内国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）5,000億円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年12月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、申込手数料の上限料率の変更、信託報酬等の変更および関連事項ならびにその他の記載事項を訂正するため、併せて委託会社等の経理状況を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新・訂正後>に記載している内容は原届出書の更新・訂正後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(5) 【申込手数料】

<訂正前>

購入申込受付日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

<訂正後>

購入申込受付日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

～（略）

ファンドの特色

1～**2**（略）

3（略）

（買持ち＝ロングのポジションを、売建て＝ショートポジションよりも多めに保有する戦略）

4（略）

ロング・ショート戦略の運用

（略）

（ご参考） 売建て（ショート）に関するQ&A

（略）

スパークス・アセット・マネジメント株式会社について

（略）

<訂正後>

～（略）

ファンドの特色

1～**2**（略）

3（略）

「買持ち（ロングのポジション）を売持ち（ショートポジション）よりも多めに保有する戦略」

4 (略)

ロング・ショート戦略の運用

(略)

(ご参考) 売建て(ショート)に関するQ & A

(略)

スパークス・アセット・マネジメント株式会社について

(略)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

購入申込受付日の基準価額に2.2% (税抜2.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。(略)

(略)

<訂正後>

購入申込受付日の基準価額に3.3% (税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。(略)

(略)

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬等の額は、次に掲げる 信託報酬と 実績報酬との合計額とします。

信託報酬（約款第44条第1項、第2項）

- 1) 信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率2.09% (税抜1.90%)を乗じて得た金額とします。

運用管理費用（信託報酬）= 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

- 2) 信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

- 3) 信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社との配分は次の通りです。(税抜)

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|------------------|---------|---------|---------|
| 100億円以下の部分 | 年率1.10% | 年率0.70% | 年率0.10% |
| 100億円超500億円以下の部分 | 年率1.00% | 年率0.81% | 年率0.09% |
| 500億円超の部分 | 年率0.90% | 年率0.92% | 年率0.08% |

<支払先の役務の内容>

(略)

(略)

実績報酬（約款第44条第3項、第4項）

- 1) 委託会社は の信託報酬の他に運用実績が一定の水準以上に達したとき、実績報酬を信託財産より委託会社に支弁します。実績報酬の額は次に掲げる基準および計算式で算出されます。

1. (略)

2. 実績報酬の計算式

ファンドの毎計算日における前営業日の10,000口あたり基準価額（当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た

額に、受益権口数を10,000で割ったものに乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係わる口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。）を控除した額を計上します。

3. 上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

（略）

$$\text{実績報酬} = (\text{前営業日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク}) \times 22\% \text{ (税抜20\%)}$$

2) 前項の実績報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき（期中に一部解約が行なわれた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含む）信託財産中から支弁するものとし、委託会社と委託会社の指定する販売会社との間の配分は別に定めるものとします。

実績報酬とは、ファンドの運用実績に応じて委託会社および販売会社が受け取る運用の対価です。

（ご参考）

| 実績報酬算出期間 | ハイ・ウォーター・マーク | 算出期間末基準価額 |
|-----------------------|--------------|-----------|
| 2019年3月12日～2019年9月11日 | 21,730円 | 22,303円 |
| 2019年9月12日～2020年3月10日 | 22,303円 | — |

（注）基準価額は実績報酬を含む信託報酬控除後のもので、1万口当たりのものです。

なお、実績報酬の配分は次の通りです。

| 純資産総額 | 委託会社 | 販売会社 |
|-------------------|--------------|-------------|
| 30億円未満の部分 | 実績報酬額 × 100% | 0% |
| 30億円以上50億円未満の部分 | 実績報酬額 × 98% | 実績報酬額 × 2% |
| 50億円以上100億円未満の部分 | 実績報酬額 × 95% | 実績報酬額 × 5% |
| 100億円以上300億円未満の部分 | 実績報酬額 × 90% | 実績報酬額 × 10% |
| 300億円以上500億円未満の部分 | 実績報酬額 × 85% | 実績報酬額 × 15% |
| 500億円以上の部分 | 実績報酬額 × 80% | 実績報酬額 × 20% |

（略）

<訂正後>

信託報酬等の額は、次に掲げる 信託報酬と 実績報酬との合計額とします。

信託報酬（約款第44条第1項、第2項）

1) 信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率1.98%（税抜1.80%）を乗じて得た金額とします。

運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

2) 信託報酬は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

3) 信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社との配分は次の通りです。（税抜）

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---------|---------|---------|
| 年率1.00% | 年率0.70% | 年率0.10% |

<支払先の役務の内容>

（略）

（略）

実績報酬（約款第44条第3項、第4項）

- 1) 委託会社は の信託報酬の他に運用実績が一定の水準以上に達したとき、実績報酬を信託財産より委託会社に支弁します。実績報酬の額は次に掲げる基準および計算式で算出されます。

1. (略)

2. 実績報酬の計算式

ファンドの毎計算日における前営業日の10,000口あたり基準価額（当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額に、受益権口数を10,000で割ったものを乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係わる口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。）を控除した額が計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

3. 上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

(略)

$$\text{実績報酬} = \left(\text{前営業日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク} \right) \times 22\% \text{ (税抜20\%)}$$

当ファンドのハイ・ウォーター・マークの価格につきましては、委託会社の照会先までお問い合わせください。

- 2) 前項の実績報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき（期中に一部解約が行なわれた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含む）信託財産中から支弁するものとし、委託会社が受け取るものとします。

当ファンドの実績報酬は、ファンドの運用実績に応じて委託会社が受け取る運用の対価です。

(略)

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

(略)

～ (略)

1)～8) (略)

上記 から の費用等は、その都度信託財産から支弁されます。

また、委託会社は、上記 のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記 のその他諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(略)

<訂正後>

(略)

～ (略)

1)～8) (略)

上記 から の費用等は、その都度信託財産から支弁されます。

また、委託会社は、上記 のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、信託財産より受領することができます。ただ

し、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記のその他諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(略)

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

～ (略)

(注)(略)

(注) 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注)(略)

<ご参考>

(略)

図表(略)

(略)

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(略)

(略)

(略)

<訂正後>

(略)

～ (略)

(注)(略)

(注) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注)(略)

<ご参考>

(略)

図表(略)

(略)

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(略)

(略)

(略)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

(1)～(4)(略)

(5)購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。(略)

(6)(略)

(略)

<訂正後>

(1) ~ (4) (略)

(5) 購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に3.3% (税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて
得た額とします。(略)

(6) (略)

(略)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | | 当事業年度 (2019年3月31日) | |
|----------------|-----------------------|--------|-----------------------|-------|
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 8,360 | | 6,365 |
| 預託金 | | 200 | | 200 |
| 未収委託者報酬 | | 537 | | 914 |
| 未収投資顧問料 | | 1,126 | | 1,136 |
| 前払費用 | | 94 | | 83 |
| 未収収益 | | 24 | | 5 |
| 未収入金 | | 9 | | 10 |
| 立替金 | | 7 | | 0 |
| 流動資産合計 | | 10,360 | | 8,717 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 2 | 187 | 2 | 132 |
| 工具、器具及び備品 | 2 | 137 | 2 | 206 |
| リース資産 | 2 | 17 | 2 | 11 |
| 有形固定資産合計 | | 342 | | 351 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 1 | | 1 |
| 無形固定資産合計 | | 1 | | 1 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 差入保証金 | | 87 | | 62 |
| 長期前払費用 | | 0 | | 4 |
| 繰延税金資産 | | 327 | | 207 |
| 投資その他の資産合計 | | 415 | | 274 |
| 固定資産合計 | | 759 | | 627 |
| 資産合計 | | 11,119 | | 9,344 |
| (負債の部) | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 221 | | 20 |
| 未払手数料 | | 109 | | 220 |
| その他未払金 | 3 | 2,820 | 3 | 1,826 |
| 未払法人税等 | | 489 | | 58 |
| 未払消費税等 | | 207 | | 12 |
| リース債務 | | 5 | | 5 |
| その他 | | - | | 4 |
| 流動負債合計 | | 3,853 | | 2,149 |
| 固定負債 | | | | |
| リース債務 | | 12 | | 6 |
| 株式給付引当金 | | 106 | | 152 |
| 長期インセンティブ引当金 | | 72 | | 73 |
| 固定負債合計 | | 191 | | 232 |
| 特別法上の準備金 | | | | |
| 金融商品取引責任準備金 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 特別法上の準備金合計 | | 0 | | 0 |
| 負債合計 | | 4,045 | | 2,382 |
| (純資産の部) | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 2,500 | | 2,500 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 27 | | 27 |
| その他資本剰余金 | | 19 | | 19 |

| | | |
|----------|--------|-------|
| 資本剰余金合計 | 47 | 47 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 597 | 597 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 3,929 | 3,816 |
| 利益剰余金合計 | 4,526 | 4,414 |
| 株主資本合計 | 7,073 | 6,961 |
| 純資産合計 | 7,073 | 6,961 |
| 負債純資産合計 | 11,119 | 9,344 |

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 4,392 | 4,389 |
| 投資顧問料収入 | 6,371 | 5,145 |
| 受入手数料 | 102 | 41 |
| その他営業収益 | 7 | 9 |
| 営業収益計 | 10,873 | 9,586 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,090 | 1,567 |
| 広告宣伝費 | 135 | 91 |
| 調査費 | 168 | 232 |
| 委託計算費 | 22 | 25 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 19 | 22 |
| 印刷費 | 17 | 30 |
| 協会費 | 13 | 15 |
| 諸会費 | 1 | 28 |
| その他 | 3 | 3 |
| 営業費用計 | 1,473 | 2,018 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 1,699 | 1,556 |
| 役員報酬 | 87 | 98 |
| 給料・手当 | 716 | 827 |
| 賞与 | 895 | 630 |
| 株式給付引当金繰入額 | 106 | 46 |
| 長期インセンティブ引当金繰入額 | 72 | 1 |
| 旅費交通費 | 167 | 233 |
| 事務委託費 | 454 | 650 |
| 業務委託費 | 397 | 471 |
| 不動産賃借料 | 188 | 186 |
| 租税公課 | 121 | 87 |
| 固定資産減価償却費 | 99 | 110 |
| 交際費 | 15 | 18 |
| 諸経費 | 154 | 155 |
| 一般管理費計 | 3,477 | 3,519 |
| 営業利益 | 5,922 | 4,048 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 | 3 |
| 受取賃貸料 | 18 | 18 |
| 為替差益 | - | 74 |
| 雑収入 | 1 | 2 |
| 営業外収益計 | 21 | 99 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 62 | - |
| 雑損失 | 2 | 0 |
| 営業外費用計 | 65 | 0 |
| 経常利益 | 5,878 | 4,147 |
| 特別利益 | | |
| 金融取引責任準備金戻入 | - | 0 |
| 特別利益計 | - | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 33 | - |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | 0 | - |

| | | |
|--------------|-------|-------|
| 特別損失計 | 33 | - |
| 税引前当期純利益 | 5,845 | 4,147 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,149 | 1,140 |
| 法人税等調整額 | 129 | 120 |
| 法人税等合計 | 2,019 | 1,260 |
| 当期純利益 | 3,825 | 2,887 |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|-------|---------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 2,500 | 27 | 19 | 47 | 440 | 2,260 | 2,700 | 5,248 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 配当に伴う利益準備金積立額 | | | | | 157 | 157 | | |
| 当期純利益 | | | | | | 3,825 | 3,825 | 3,825 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 157 | 1,668 | 1,825 | 1,825 |
| 当期末残高 | 2,500 | 27 | 19 | 47 | 597 | 3,929 | 4,526 | 7,073 |

| | 純資産合計 |
|---------------------|-------|
| 当期首残高 | 5,248 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 2,000 |
| 配当に伴う利益準備金積立額 | - |
| 当期純利益 | 3,825 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - |
| 当期変動額合計 | 1,825 |
| 当期末残高 | 7,073 |

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 2,500 | 27 | 19 | 47 | 597 | 3,929 | 4,526 | 7,073 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 配当に伴う利益準備金積立額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | 2,887 | 2,887 | 2,887 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 112 | 112 | 112 |
| 当期末残高 | 2,500 | 27 | 19 | 47 | 597 | 3,816 | 4,414 | 6,961 |

| | 純資産合計 |
|---------------------|-------|
| 当期首残高 | 7,073 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,000 |
| 配当に伴う利益準備金積立額 | - |
| 当期純利益 | 2,887 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - |
| 当期変動額合計 | 112 |
| 当期末残高 | 6,961 |

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 5年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年 |

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員へ当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

長期インセンティブ引当金

役員等に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」327百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」327百万円に含めて表示しております。

（追加情報に関する注記）

（株式付与E S O P信託）

当社親会社（スパークス・グループ株式会社）は、グループ従業員（当社、当社親会社及び当社兄弟会社3社（スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社及びスパークス・AI&テクノロジーズ・インベストメント株式会社。）の従業員）に対し、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与E S O P信託」を導入しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

| 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|--|--|
| 1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5 | 1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 88百万円 工具、器具及び備品 124百万円 リース資産 10百万円 | 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 144百万円 工具、器具及び備品 173百万円 リース資産 15百万円 |
| 3. 関係会社に対する資産及び負債 未収投資顧問料 250百万円 その他未払金 1,700百万円 | 3. 関係会社に対する資産及び負債 未収投資顧問料 476百万円 その他未払金 969百万円 |

（損益計算書関係）

| 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|--|--|
| 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 286百万円 | 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 372百万円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 50,000 | - | - | 50,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------------------|---------------------|------------|------------|
| 2017年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,000 | 40,000 | 2017年3月31日 | 2017年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 2018年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 3,000 | 利益剰余金 | 60,000 | 2018年3月31日 | 2018年6月21日 |

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 50,000 | - | - | 50,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------------------|---------------------|------------|------------|
| 2018年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 3,000 | 60,000 | 2018年3月31日 | 2018年6月21日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 2019年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,500 | 利益剰余金 | 50,000 | 2019年3月31日 | 2019年6月21日 |

（リース取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|----------|--------|----|
| (1) 現金・預金 | 8,360 | 8,360 | - |
| (2) 預託金 | 200 | 200 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 537 | 537 | - |
| (4) 未収投資顧問料 | 1,126 | 1,126 | - |
| (5) 未収収益 | 24 | 24 | - |
| 資産計 | 10,248 | 10,248 | - |
| (1) 未払手数料 | 109 | 109 | - |
| (2) その他未払金 | 2,820 | 2,820 | - |
| 負債計 | 2,929 | 2,929 | - |

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 8,360 | - | - | - |
| 預託金 | 200 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 537 | - | - | - |
| 未収投資顧問料 | 1,126 | - | - | - |
| 未収収益 | 24 | - | - | - |
| 合計 | 10,248 | - | - | - |

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|----------|-------|----|
| (1) 現金・預金 | 6,365 | 6,365 | - |
| (2) 預託金 | 200 | 200 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 914 | 914 | - |
| (4) 未収投資顧問料 | 1,136 | 1,136 | - |
| (5) 未収収益 | 5 | 5 | - |
| 資産計 | 8,623 | 8,623 | - |
| (1) 未払手数料 | 220 | 220 | - |
| (2) その他未払金 | 1,826 | 1,826 | - |
| 負債計 | 2,046 | 2,046 | - |

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------|-------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 6,365 | - | - | - |
| 預託金 | 200 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 914 | - | - | - |
| 未収投資顧問料 | 1,136 | - | - | - |
| 未収収益 | 5 | - | - | - |
| 合計 | 8,623 | - | - | - |

（有価証券関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 繰越欠損金 | 60百万円 | 27百万円 |
| 資産除去債務 | 13 | 21 |
| 未払事業税 | 84 | 13 |
| 未確定債務否認 | 213 | 165 |
| 株式給付引当金否認 | 32 | 46 |
| 長期インセンティブ引当金否認 | 22 | 22 |
| 減価償却超過額 | 17 | 27 |
| 金融商品取引責任準備金 | 0 | 0 |
| 繰延税金資産小計 | 443 | 325 |
| 評価性引当額 | 116 | 118 |
| 繰延税金資産合計 | 327 | 207 |
| 繰延税金資産の純額 | 327 | 207 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2018年3月31日) | 当事業年度 (2019年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|---|
| 法定実効税率 | 30.9% | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |
| (調整) | | |
| 同族会社の留保金課税 | 2.6 | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.1 | |
| 税額控除 | 0.5 | |
| 評価性引当金の増減 | 0.5 | |
| その他 | 0.9 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.5 | |

(持分法損益等)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度末(2018年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度末(2019年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

| 日本 | 欧州 | パミューダ | アジア | その他 | 合計 |
|-------|-------|-------|-----|-----|--------|
| 6,454 | 2,232 | 1,948 | 33 | 203 | 10,873 |

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|----------------------|-------|------------|
| SPARX Overseas, Ltd. | 1,948 | 投信投資顧問業 |
| スパークス・新・国際優良日本株ファンド | 1,245 | 投信投資顧問業 |

(注) ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

| 日本 | 欧州 | パミューダ | アジア | その他 | 合計 |
|-------|-------|-------|-----|-----|-------|
| 6,612 | 2,120 | 393 | 14 | 445 | 9,586 |

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---------------------|-------|------------|
| スパークス・新・国際優良日本株ファンド | 1,761 | 投信投資顧問業 |

(注) ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------|-------|-------------------|--------|---------------------------|-----------|--------------------------|---------------|---------|---------------|
| 親会社 | スパークス・グループ株式会社 | 東京都港区 | 8,582 | 純粋持株会社 | (被所有)直接100 | グループ管理会社 | 業務委託 (注1) (注2) | 286 | 未払金 | 71 |
| | | | | | | | 運用報酬等の受取 (注1) (注2) | 1,517 | 未収投資顧問料 | 250 |
| | | | | | | | 配当金の支払 | 2,000 | - | - |
| | | | | | | | 連結納税による個別帰属額 | 1,624 | 未払金 | 1,624 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (注2) | 科目 | 期末残高 (百万円) (注2) |
|-------------|--|-----------|--------------|-------------------------------|---------------------------|----------------|------------------------|-----------------------|---------|-----------------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社 | 東京都港区 | 25百万円 | 再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング | なし | 本社事務所の賃貸 | 賃貸料の受取 (注1) (注2) | 7 | 未収入金 | 2 |
| | スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社 | 東京都港区 | 100百万円 | 資産運用業 | なし | 業務の委託 | 業務委託報酬の支払 (注1) | 53 | 未払金 | 39 |
| | | | | | | 業務の受託 | 業務受託報酬の受取 (注1) | 3 | 未収入金 | 3 |
| | | | | | | 本社事務所の賃貸 | 賃貸料の受取 (注1) | 10 | 未収入金 | 2 |
| | SPARX Overseas Ltd. | バミューダ諸島 | 1,562千米ドル | 資産運用業 | なし | 海外籍ファンドの運用・管理業 | 運用報酬等の受取 (注1) | 1,929 | 未収投資顧問料 | 116 |
| | | | | | | 業務の委託 | 業務委託報酬の受取 (注1) | 4 | 未収入金 | 1 |
| | | | | | | 販売会社 | 手数料の受取 (注1) | 14 | 未収収益 | 3 |
| | SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. | 韓国ソウル | 4,230百万韓国ウォン | 資産運用業 | なし | 海外籍ファンドの運用・管理業 | 運用報酬等の受取 (注1) | 20 | 未収投資顧問料 | 0 |
| | SPARX Asia Investment Advisors Limited | 中国香港特別行政区 | 3,100千香港ドル | 資産運用業 | なし | 運用の委託 | 運用助言報酬の支払 (注1) | 17 | 未払金 | 5 |
| | | | | | | 業務の委託 | 業務委託報酬の支払 (注1) | 88 | 未払金 | 27 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社(株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場)

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|-------|---------------|--------|-------------------|-----------|------------------|-----------|---------|-----------|
| 親会社 | スパークス・グループ株式会社 | 東京都港区 | 8,585 | 純粋持株会社 | (被所有)直接100 | グループ管理会社 | 業務委託(注1)(注2) | 372 | 未払金 | 112 |
| | | | | | | | 運用報酬等の受取(注1)(注2) | 1,775 | 未収投資顧問料 | 476 |
| | | | | | | | 配当金の支払 | 3,000 | - | - |
| | | | | | | | 連結納税による個別帰属額 | 854 | 未払金 | 854 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円)(注2) | 科目 | 期末残高(百万円)(注2) |
|----|--------|-----|----------|-------|-------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|
|----|--------|-----|----------|-------|-------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|

| | | | | | | | | | | |
|----------------|--|-----------|--------------|-------------------------------|----|-------------------|------------------------|---------|---------|----|
| 同一の親会社をもつ会社 | スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社 | 東京都港区 | 25百万円 | 再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング | なし | 本社事務所の賃貸 | 賃貸料の受取 (注1) (注2) | 7 | 未収入金 | 2 |
| | | | | | | 業務の委託 | 業務委託報酬の支払 (注1) | 1 | 未払金 | 1 |
| | スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社 | 東京都港区 | 100百万円 | 資産運用業 | なし | 業務の委託 | 業務委託報酬の支払 (注1) | 9 | 未払金 | - |
| | | | | | | 業務の受託 | 業務受託報酬の受取 (注1) | 5 | 未収入金 | 0 |
| | | | | | | 本社事務所の賃貸 | 賃貸料の受取 (注1) | 10 | 未収入金 | 2 |
| | スパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社 | 東京都港区 | 50百万円 | 資産運用業 | なし | 本社事務所の賃貸 | 賃貸料の受取 (注1) | 0 | 未収入金 | 0 |
| | SPARX Overseas Ltd. | バミューダ諸島 | 1,562千米ドル | 資産運用業 | なし | 海外籍ファンドの運用・管理業 | 運用報酬等の受取 (注1) | 376 | 未収投資顧問料 | 56 |
| | | | | | | 業務の委託 | 業務委託報酬の受取 (注1) | 4 | 未収入金 | 1 |
| | | | | | | 販売会社 | 手数料の受取 (注1) | 13 | 未収収益 | 2 |
| | SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. | 韓国ソウル | 4,230百万韓国ウォン | 資産運用業 | なし | 海外籍ファンドの運用・管理業 | 運用報酬等の受取 (注1) | 1 | 未収投資顧問料 | 0 |
| | | | | | | 業務の委託 | 業務委託報酬の支払 (注1) | 1 | 未払金 | 1 |
| | SPARX Asia Investment Advisors Limited | 中国香港特別行政区 | 3,100千香港ドル | 資産運用業 | なし | 運用の委託 | 運用助言報酬の支払 (注1) | 3 | 未払金 | 3 |
| 業務の委託 | | | | | | 業務委託報酬の支払 (注1) | 121 | 未払金 | 29 | |
| 海外籍ファンドの運用・管理業 | | | | | | 運用報酬等の受取 (注1) | 0 | 未収投資顧問料 | 0 | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高に消費税を含めており、取引金額に消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所市場第一部に上場）

（ 1株当たり情報）

| 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|--|--|
| 1株当たり純資産額 141,479円51銭 | 1株当たり純資産額 139,230円10銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 76,516円03銭 | 1株当たり当期純利益金額 57,750円58銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度末 (2018年3月31日) | 当事業年度末 (2019年3月31日) |
|-----------------------------|------------------------|------------------------|
| 純資産の部の合計額（百万円） | 7,073 | 6,961 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額（百万円） | - | - |
| 普通株式に係る期末純資産額（百万円） | 7,073 | 6,961 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株） | 50,000 | 50,000 |

（注）2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) | 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 当期純利益（百万円） | 3,825 | 2,887 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益（百万円） | 3,825 | 2,887 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 50,000 | 50,000 |

（重要な後発事象）

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

| 当中間会計期間 (2019年9月30日) | |
|-------------------------|-------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | |
| 現金・預金 | 4,417 |
| 預託金 | 200 |
| 未収委託者報酬 | 1,147 |
| 未収投資顧問料 | 1,188 |
| 前払費用 | 111 |
| 未収入金 | 29 |
| 未収収益 | 5 |
| 流動資産合計 | 7,099 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 2 291 |
| 無形固定資産 | 1 |
| 投資その他の資産 | |
| 差入保証金 | 108 |
| 長期前払費用 | 3 |
| 繰延税金資産 | 157 |
| 投資その他の資産合計 | 269 |
| 固定資産合計 | 561 |
| 資産合計 | 7,661 |
| (負債の部) | |
| 流動負債 | |
| 未払手数料 | 236 |
| その他未払金 | 808 |
| 未払法人税等 | 178 |
| 預り金 | 19 |
| 賞与引当金 | 324 |
| その他 | 3 88 |
| 流動負債合計 | 1,655 |
| 固定負債 | |
| 株式給付引当金 | 184 |
| 長期インセンティブ引当金 | 90 |
| その他 | 3 |
| 固定負債合計 | 278 |
| 特別法上の準備金 | |
| 金融商品取引責任準備金 | 1 0 |
| 特別法上の準備金合計 | 0 |
| 負債合計 | 1,934 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,500 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 27 |
| その他資本剰余金 | 19 |
| 資本剰余金合計 | 47 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 597 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 2,582 |
| 利益剰余金合計 | 3,180 |
| 株主資本合計 | 5,727 |

| | |
|---------|--------------|
| 純資産合計 | <u>5,727</u> |
| 負債純資産合計 | <u>7,661</u> |

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| | 当中間会計期間 | |
|--------------|---------------|-------|
| | (自 2019年4月1日 | |
| | 至 2019年9月30日) | |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 2,548 |
| 投資顧問料収入 | | 2,475 |
| 受入手数料 | | 12 |
| その他営業収益 | | 3 |
| 営業収益計 | | 5,039 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 | 3,109 |
| 営業利益 | | 1,930 |
| 営業外収益 | 2 | 18 |
| 営業外費用 | 3 | 74 |
| 経常利益 | | 1,873 |
| 税引前中間純利益 | | 1,873 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 557 |
| 法人税等調整額 | | 50 |
| 中間純利益 | | 1,266 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 純資産合計 |
|-------------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|--------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 2,500 | 27 | 19 | 47 | 597 | 3,816 | 4,414 | 6,961 | 6,961 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 中間純利益 | | | | | | 1,266 | 1,266 | 1,266 | 1,266 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | | | | | | | | - | - |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | - | 1,233 | 1,233 | 1,233 | 1,233 |
| 当中間期末残高 | 2,500 | 27 | 19 | 47 | 597 | 2,582 | 3,180 | 5,727 | 5,727 |

〔重要な会計方針〕

- 1．固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 5年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年 |
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 2．引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。
- (3) 株式給付引当金
株式交付規程に基づく従業員へ当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当中間会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 長期インセンティブ引当金
役員等に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当中間会計期間末における支給見込額に基づき計上しております。
- 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度
連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間 (2019年9月30日) | |
|-------------------------|---|
| 1 | 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5 |
| 2 | 有形固定資産の減価償却累計額 393百万円 |
| 3 | 消費税等の取り扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債その他に表示しております。 |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) | |
|--|--|
| 1 | 減価償却実施額 有形固定資産 61百万円 無形固定資産 0百万円 |
| 2 | 営業外収益のうち主要なもの 受取賃貸料 10百万円 |
| 3 | 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 46百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 (株) | 当中間会計期間 増加株式数 (株) | 当中間会計期間 減少株式数 (株) | 当中間会計期間 期末株式数 (株) |
|-------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 普通株式 | 50,000 | - | - | 50,000 |
| 合計 | 50,000 | - | - | 50,000 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 2019年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,500 | 利益剰余金 | 50,000 | 2019年3月31日 | 2019年6月21日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

重要性がないため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（2019年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|-------------|-------------------------|---------|---------|
| (1) 現金・預金 | 4,417 | 4,417 | - |
| (2) 預託金 | 200 | 200 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,147 | 1,147 | - |
| (4) 未収投資顧問料 | 1,188 | 1,188 | - |
| 資産計 | 6,953 | 6,953 | - |
| (1) 未払手数料 | 236 | 236 | - |
| (2) その他未払金 | 808 | 808 | - |
| 負債計 | 1,044 | 1,044 | - |

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収投資顧問料
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料及び(2) その他未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（2019年9月30日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

| 日本 | 欧州 | パミューダ | その他 | 合計 |
|-------|-----|-------|-----|-------|
| 3,942 | 791 | 56 | 250 | 5,039 |

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-------------------------|------|------------|
| スパークス・新・国際優良日本株ファンド（注1） | 983 | 投信投資顧問業 |
| 未来創生2号投資事業有限責任組合（注1） | 629 | 投信投資顧問業 |

（注1）ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (2019年9月30日) |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 114,552円58銭 |
| （算定上の基礎） | |
| 純資産の部の合計額（百万円） | 5,727 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額（百万円） | - |
| 普通株式に係る中間期末純資産額（百万円） | 5,727 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株） | 50,000 |

1株あたり中間純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) |
|-------------------|--|
| 1株あたり中間純利益金額 | 25,322円48銭 |
| （算定上の基礎） | |
| 中間純利益（百万円） | 1,266 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | - |
| 普通株式に係る中間純利益（百万円） | 1,266 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 50,000 |

（注）潜在株式調整後1株あたり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(略)

販売会社

| 名称 | 資本金の額 (2019年3月末日現在) | 事業の内容 |
|------------------|------------------------|--------------------------------|
| 株式会社荘内銀行 | 8,500百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| みずほ証券株式会社 | 125,167百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 野村證券株式会社(1) | 10,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| マネックス証券株式会社 | 12,200百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 浜銀 T T 証券株式会社 | 3,307百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社 S B I 証券 | 48,323百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 池田泉州 T T 証券株式会社 | 1,250百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 10,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| めぶき証券株式会社 | 3,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ごうぎん証券株式会社 | 3,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ぐんぎん証券株式会社 | 3,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 水戸証券株式会社 | 12,272百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| フィデリティ証券株式会社 | 9,257百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 松井証券株式会社 | 11,945百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 2,500百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| a u カブコム証券株式会社 | 7,196百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

(1) 野村證券株式会社は、受益権の募集・販売の取扱いは行っておりません。

< 訂正後 >

(略)

販売会社

| 名称 | 資本金の額 (2019年3月末日現在) | 事業の内容 |
|---------------|------------------------|--------------------------------|
| 株式会社荘内銀行 | 8,500百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| みずほ証券株式会社 | 125,167百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 野村證券株式会社(1) | 10,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| マネックス証券株式会社 | 12,200百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 浜銀TT証券株式会社 | 3,307百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 池田泉州TT証券株式会社 | 1,250百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| SMB C日興証券株式会社 | 10,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| めぶき証券株式会社 | 3,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ごうぎん証券株式会社 | 3,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ぐんぎん証券株式会社 | 3,000百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 水戸証券株式会社 | 12,272百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| フィデリティ証券株式会社 | 9,257百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 松井証券株式会社 | 11,945百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 2,500百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| auカブコム証券株式会社 | 7,196百万円 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

(1) 野村證券株式会社は、2020年2月25日付で受益権の募集・販売の取扱いを行う予定です。

独立監査人の監査報告書

2019年6月20日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市川 克也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月20日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。